

土砂等搬入申請書 (新規・追加・再契約)

20 年 月 日

*契約する排出事業者(元請業者)を記入してください

ひびき灘開発株式会社 御中

〒 -
所在地 県市区町-
フリガナ
名称 株式会社
代表者



(工事契約書又は注文書と同じ請負者印を押印)

次のとおり土砂等の搬入を申請します。なお、搬入に際しては右記の受入時確認事項を遵守し、違反のあった場合は受入停止等、貴社の指示に従います。

- 1. 排出事業場 ***工事契約書又は注文書と同じ内容を記入してください**
 工事名 株式会社工場 解体工事
 工事場所 市区町-
 仮置場所 無 有 (住所: 市区町-)
 工事期間 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日
 発注者 株式会社 担当者
- 2. 搬入希望期間 ***処分開始日は受付日より1週間程かかりますので手続きはお早目をお願いします**
 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日 (上記工事期間内)
- 3. 搬入希望処分先
 響灘西部廃棄物処分場 北九州市日明積出基地 北九州市響灘西地区廃棄物処分場

- 4. 土砂等担当者の連絡先 ***日中連絡が取れる電話番号を記入してください**
- | 部署名 | 氏名 | TEL | FAX | E-mail |
|---|---|--|--|---|
| <input type="text"/> 部 <input type="text"/> 課 | <input type="text"/> <input type="text"/> | <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> | <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> | <input type="text"/> @ <input type="text"/> . <input type="text"/> . <input type="text"/> . <input type="text"/> . <input type="text"/> |

5. 土砂等の種類及び数量

種類	予定量 (t/年)	備考
一般土砂		
管理土	<input type="text"/> . <input type="text"/> t <input type="checkbox"/>	*マニフェストの有無 <input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
良質土砂		*覆土用土砂として受入

- 6. 土砂等発生場所区分
 工場、事業場の敷地もしくは跡地等 埋立地の跡地等 農業用地 河川等
 土壌汚染対策法に基づく指定区域 その他 ()
- 7. 発生する土砂等の1工事箇所の分析検数
 A) 工事面積 1,000 m² ※掘削場所の総面積
 B) 分析検数 2 検体 ※B=A÷900m²:切り上げの整数
- 8. 収集運搬方法 (自己 委託 併用)
 搬入車両使用台数 2 台
- 9. 支払い方法 (現金 料金精算カード)

- 10. 添付書類
 (1) 月別埋立処分予定量調べ(様式2) (2) 土砂写真(様式4)
 (3) 会社概要※発注者(様式5) (4) 工事契約書又は注文書等
 (5) 特記仕様書及び数量表(写し)
 (6) 廃棄物等埋立処分申請書類確認シート(北九州市発注の場合)
 (7) 溶出試験等分析結果表(当社指定分析項目)
 ※計量証明登録事業番号及び社印のあるもの
 (8) その他(下記のうち当社が指定するもの)

(受理欄)

契約者カード受渡日
年 月 日

受入時確認事項

(契約者カードの提示)
排出者(以下「甲」という。)は、搬入時に、ひびき灘開発株式会社(以下「乙」という。)の発行する契約者カードを計量窓口で提示するものとする。なお、契約者カードの提示がない場合は、処分単価表(料金表)における「スポット土砂」欄の単価を徴するものとし、差額分の払戻しには一切応じないものとする。

(処分料金の精算)
甲は搬入した土砂等の処分料金を、乙にその都度、現金もしくは埋立処理料金精算カードで精算するものとする。

(土砂の性状)
「一般土砂」、「管理土」及び「良質土砂」については次のとおり定義する。定義から外れたものについては、土砂としての搬入を一切認めない。

- 【一般土砂】
 (1) 山土及び地山等の掘削土砂
 (2) 自然石で最大粒径が30cm以下のもの
 (3) 事前に土壌汚染のおそれがないことを乙が確認したもの

- 【管理土】
 (1) 土壌汚染対策法に基づく土壌環境基準を超え、乙の定める受入基準を満たす土砂

- 【良質土砂(覆土用土砂)】
 (1) 山土及び地山等の良質土で乾燥しているもの
 (2) 自然石で最大粒径が10cm以下のもの
 (3) 事前に溶出試験を行い、土壌環境基準を満たすもの
 (4) その他覆土材に適していると乙が認めたもの

(溶出試験等結果表の提出)
工場、事業場の敷地もしくは跡地、埋立地の跡地、農業用地等の土壌汚染が懸念される場所から発生する土砂については、工事案件(1工事箇所)に対し、900m²ごとに調査を行い、分析結果表を提出すること。なお、分析項目は乙が指定する。

(廃棄物の混載)
乙は甲が搬入する土砂等に廃棄物の混載等を発見したときは、受入を拒否することができる。

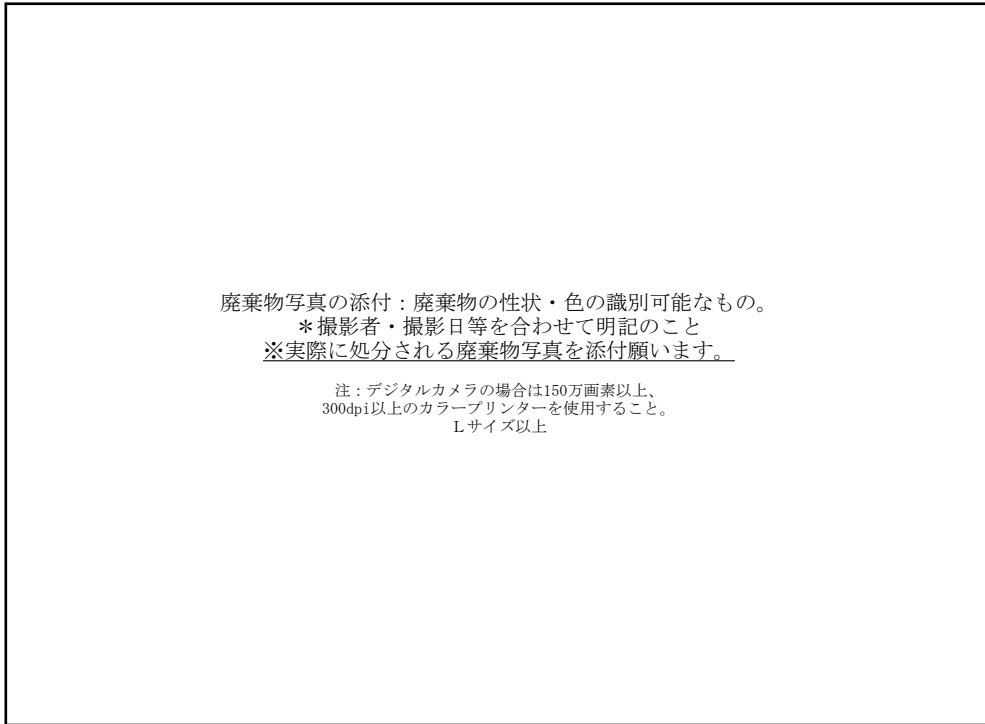
(運搬経路の遵守)
甲は、乙が指定した運搬経路を遵守しなければならない。なお、甲が乙の指定した経路以外で土砂等を運搬した場合には、受入を拒否することができる。

(調査)
乙は甲の承認を得て、土砂等の発生場所(仮置する場合は仮置場所を含む)の調査等を行うことができる。

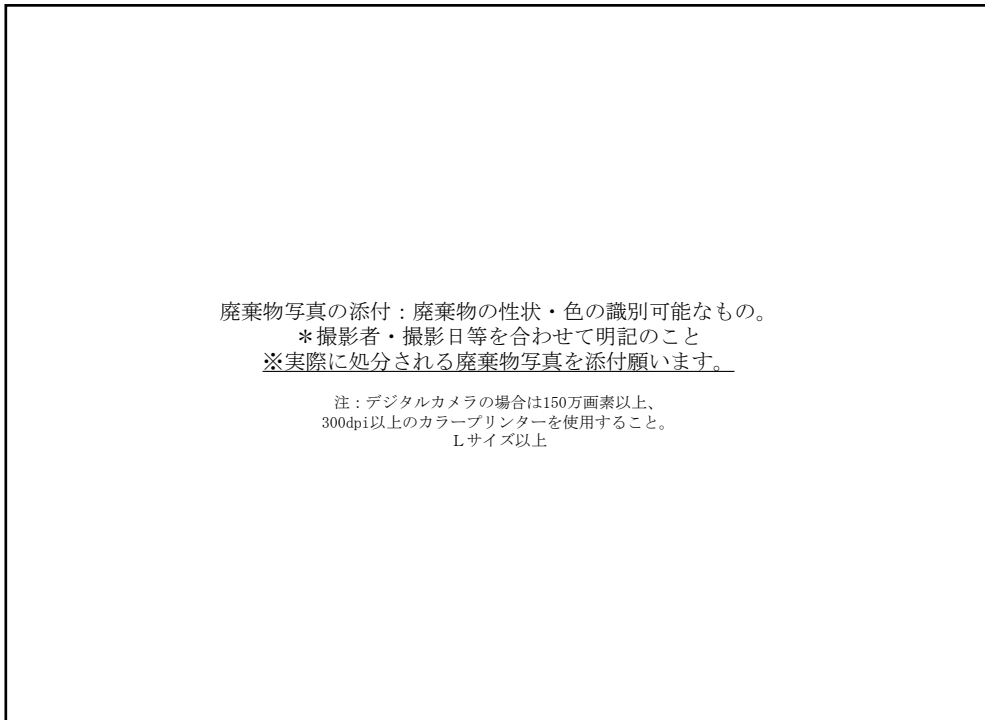
(臨機の措置)
乙は、平均風速が15m/s以上となった場合は、搬入車両等の安全を確保するため、土砂等の受入を停止することができる。なお、甲は、天災その他の不可抗力のため、乙による土砂等の受入が不可能な事態が生じたときには乙の指示に従わなければならない。

(その他処分場内での遵守事項)
甲は、乙が管理する各処分場内において、その適正な維持管理及び作業の安全を推進するために指示する事項については、これに従わなければならない。なお、遵守事項を守れない場合は、乙が認めるまでの間、搬入を停止するものとする。

土砂の写真【種類名： (※土砂の種類を記入してください) 】
※土砂の性状及び色等の識別が可能な写真 (遠景 (保管場所等) 及び近景 (スケール入り) の2種類) を添付して下さい。



EX. ストックヤード、発生状況、運搬状況など



近 景 (Scale)

*** 北九州市発注部局担当者が記入して提出してください (FAX可)**

廃棄物等埋立処分申請書類確認シート

以下にご記入ください。

工事件名	
------	--

排出者名(元請)	
----------	--

発注部局(原局)	
----------	--

※発注部局(原局)は、支払を行う部局(予算元)であり、設計・工事監督を行う部局ではありません。

(記入例: 国土交通省〇〇局〇〇事務所〇〇課 / 国土交通省△△局△△部△△課
福岡県〇〇事務所〇〇課 / 福岡県△△部△△課
北九州市〇〇局〇〇事務所〇〇課 / 北九州市△△局△△部△△課 など)

北九州市が発注者の場合、下記の「事業の種類」についてご記入ください。

事業の種類 (どちらかに○)	単費事業	・	補助事業
-------------------	------	---	------

※単費事業: 北九州市発注工事のうち、国、県等の補助を受けずに北九州市単独で費用負担している事業

補助事業: 北九州市発注工事のうち、国、県等の補助を受けている事業

記入者(発注部局担当者)	氏 名	
	連絡先電話番号	

問合せ先: ひびき灘開発株式会社 響灘事業所
(TEL:093-771-2029 FAX:093-751-7990)

会社概要 (排出事業者 ・ 発注者)

登記簿上の本店について概要を記入してください。

※工事等で建設産廃が発生する場合、発注者様の自社概要をご記入ください。

フリガナ			
名称	〇〇〇〇株式会社		
所在地	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇		
電話番号	△△△-△△△△	FAX番号	×××-××××
資本金	〇〇〇,〇〇〇千円	設立年月日	〇〇〇〇年〇月〇日
代表者氏名	〇〇 〇〇	従業員数	〇〇〇人
業種	〇〇〇業	中間処理業	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
※主要株式明細 上位者より5名まで記入してください。			
株主名	所有株式数 (千株)	株式総数に 占める比率	会社との 関係間柄
〇〇株式会社	1,000	40 %	親会社
株式会社△△	500	20 %	なし
■株式会社	500	20 %	なし
〇〇銀行	300	15 %	なし
〇〇〇〇	200	5 %	なし
		%	
中小企業基本法に基づく分類 (いずれかに○印) ※下記参照	○	中小企業者または小規模企業者	
		上記以外(大企業)	

【参考】

中小企業者

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

小規模企業者

業種分類	中小基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下